

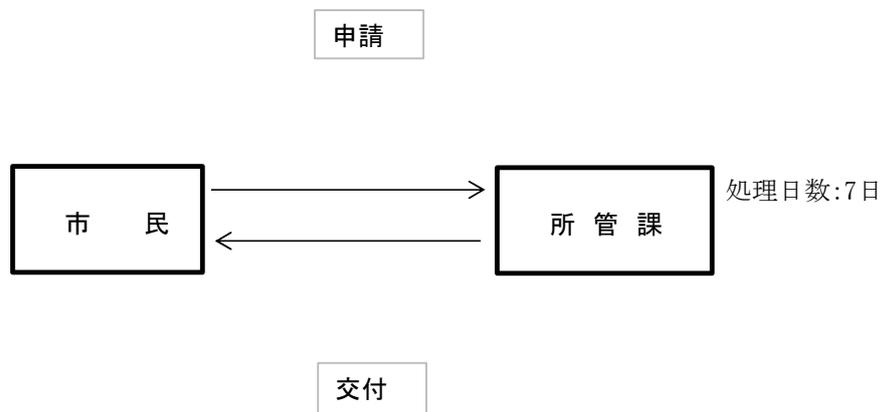
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 7

処 分 名	自然環境保全条例許可(条例19条1項の許可を受けたもの)の変更に関する事	
処 分 の 概 要	申請により、許可基準に適合する場合は、許可書を申請者に交付する	
根 拠 法 令 名	松山市自然環境保全条例(昭和51年条例第30号)	
条 項	第20条第2項	
所 管 課	都市・交通計画課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標準処理期間	計	7日
判断基準	第19条の2に該当するものであることを基準とする。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市自然環境保全条例 (許可申請等)</p> <p>第20条 前条第1項の許可を受けようとする者は、行為の種類、場所、施行方法及び着手の時期その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第1項により許可を受けた事項を変更しようとする者は、あらかじめ、市長に申請書を提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>松山市自然環境保全条例施行規則 (許可の基準等)</p> <p>第19条の2 市長は、条例第19条第1項第1号及び第2号又は前条各号に掲げる行為で条例第20条第1項又は第2項の規定による許可の申請があつた場合は、当該行為が自然環境保護地区の指定の趣旨に適合しないもの又は次の各号に掲げる要件に該当しないものについては許可をしてはならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物の新築、改築及び増築を行う場合にあつては、その高さが10メートルを超えないものであり、建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の普通建築物がある場合においては、その建築面積の合計とする。)の敷地面積に対する割合が10分の4以下であり、かつ延面積(地階の床面積は算入しない)が150平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 宅地の造成を行う場合にあつては、1宅地の面積は500平方メートル以下とし、施行区域の面積は1,000平方メートル以下であること。</p> <p>(3) 土地の開墾その他の土地の形質の変更を行う場合にあつては、次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 土地の形質の変更後の土地について植栽その他必要な措置を行うこと等により変更後の地貌が変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少なく、かつ、変更を行う土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ 土地の形質の変更を行う土地の区域の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては、高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。</p> <p>(4) 鉱物の掘採又は土石の採取を行う場合にあつては、採取の方法が露天掘りでなく(必要な埋めもどし若しくは植栽をすること等により自然環境の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。)かつ、行為を行う土地及び周辺の土地の区域における自然をそこなうおそれが少ないこと。</p> <p>(5) 水面の埋立又は干拓を行う場合にあつては、埋立又は干拓後の地貌が埋立又は干拓を行うことにより生ずる土地及び周辺の土地の区域と著しく不調和とならないこと。</p> <p>(6) 木竹の伐採を行う場合にあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 条例第19条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最少限度の木竹の伐採</p> <p>イ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。